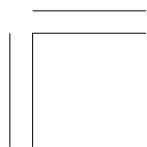
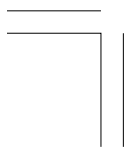
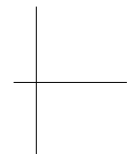
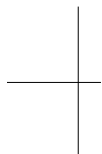
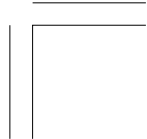
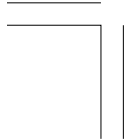
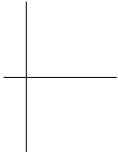
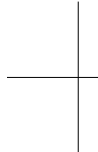


資料編





資料 1(その 1) 海洋ごみ対策における「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」と「海洋ごみ対策の今後のあり方」の対応 (施策体系の整理)

海岸漂着物処理推進法	海洋漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針	各種対策における現状の課題など	今後のあり方 (報告書本編第 3 章との対応)
<p>《目的》 海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、<b>海岸漂着物等の円滑な処理</b>を図るため必要な施策及び<b>海岸漂着物等の発生</b>の抑制を図るため必要な施策を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。(「海岸漂着物処理推進法」第 1 条)</p> <p>《対象物》 「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をい、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。(「海岸漂着物処理推進法」第 2 条)</p>	<p>《海岸漂着物等の円滑な処理 (「海岸漂着物処理推進法」第 17 条～第 21 条)》 〔海岸管理者等の処理の責任等〕 ○海岸管理者等の処理の責任 海岸管理者等は、海岸の自然的条件や社会的条件に応じて、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。 また、海岸漂着物対策の経路や体制等、地域の実情をふまえ、海岸漂着物等の回収や処分に関し、地域の関係者間で適切な役割分担に努める。 ○市町村の協力義務 海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等と連携した海岸漂着物等の回収、回収された海岸漂着物等の処理施設への受け入れと処分等の協力を行う。</p>	<p>海岸漂着物処理推進法では、河川等、陸域でのごみ等を捨てる行為の防止についてはその対象としているものの、現存する河川ごみへの対応についてはその対象になっていない。</p> <p>海岸管理者の海岸漂着物に対する処理責任が改めて明確に規定された。</p>	<p>3-1 ごみ流出の未然防止策 (流域管理の考えた方による陸域ごみの流出防止の推進)</p>
<p>①処理の責任等 (第 17 条) ・海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。 ・海岸管理者等でない海岸の土地の占有者は、その土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。 ・市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。 ・都道府県は、海岸管理者等による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。</p> <p>②市町村の要請 (第 18 条) 市町村は、海岸漂着物等が存すること起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、海岸管理者等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。</p> <p>③協力の求め (地域外からの海岸漂着物への対応) ・都道府県知事は、海岸漂着物が多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、他の都道府県知事に対し、海岸漂着物等の処理その他必要な事項に関し協力を求めることができる。(第 19 条) ・都道府県知事は、海岸漂着物が生ずること起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあるとき認めるときは、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物等の処理に関する協力を求めることができる。(第 20 条)</p>	<p>〔地域外からの海岸漂着物に対する連携〕 ○都道府県知事による協力の求め 協力の求めを受けた都道府県知事は、その趣旨をふまえ、必要がある場合には、海岸漂着物等の発生抑制のために所要の措置を講ずるよう努める。</p> <p>〔市町村の要請〕 市町村から海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合において、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨をふまえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため、必要な措置を講ずる。</p>	<p>2-1 海洋ごみ回収体制の構築 (市民参加による海岸清掃等の推進) 2-2 海洋ごみ適正処理体制の構築 (離島等における地域の現状をふまえた効率的なごみ処理体制の構築)</p>	<p>2-1 海洋ごみ回収体制の構築 (市民参加による海岸清掃等の推進) 2-2 海洋ごみ適正処理体制の構築 (離島等における地域の現状をふまえた効率的なごみ処理体制の構築)</p>
<p>④協力の求め (地域外からの海岸漂着物への対応) ・都道府県知事は、海岸漂着物が多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、他の都道府県知事に対し、海岸漂着物等の処理その他必要な事項に関し協力を求めることができる。(第 19 条) ・都道府県知事は、海岸漂着物が生ずること起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあるとき認めるときは、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物等の処理に関する協力を求めることができる。(第 20 条)</p>	<p>・海洋ごみは、ほとんどの場合、排出者・排出地の特定が困難であり、汚染者負担原則の適用が困難であり、さまざまな立派の不特定多数のものによる意図的・非意図的なごみの不適正保管(放置)、不法投棄によるものと考えられている。 ・海岸に漂着するごみの多くが河川を通じて海に流れ込んだものであるとされているが、いつ、どういったごみが、どれだけの量流出しているのかといった知見はまだ十分整理されていない。</p>	<p>3-1 ごみ流出の未然防止策 (流域管理の考えた方による陸域ごみの流出防止の推進)</p>	<p>3-1 ごみ流出の未然防止策 (流域管理の考えた方による陸域ごみの流出防止の推進)</p>

海岸漂着物対策 (国の施策体系)

資料 1(その 2) 海洋ごみ対策における「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」と「海洋ごみ対策の今後のあり方」の対応 (施策体系の整理)

《海岸漂着物等の円滑な処理》 海岸漂着物処理推進法 (第 21 条)	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 〔国際協力〕 第 17 条～第 21 条	各種対策における現状の課題など	今後のあり方 (報告書本編第 3 章との対応)
<p>①外交上の適切な対応 (第 21 条)</p> <p>国外からの海岸漂着物が存在することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応する。</p>	<p>○関係国間の政策対話等の推進</p> <p>政策対話等を通じて国から関係国への働きかけによって、発生抑制を図る。また、北西太平洋地域海行動計画を活用した関係国の理解を図る。また、北西太平洋地域海行動計画を活用した関係国の理解を図る。また、これと連携して行う情報交換や調査等を通じて、国際協力の推進を図る。</p> <p>○関係国への要請の実施等</p> <p>周辺国から大量の廃ポリタンク等の漂着が確認された場合には、必要に応じて関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握を行うとともに、関係国に対して原因究明や対策の実施を強く要請する。加えて、これまで原因究明や対策の実施について政府間等で協議・協力が進められている関係国については、協力関係をより一層強化する。</p> <p>○民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携</p> <p>関係国との間で海岸漂着物の調査や清掃活動等を展開している民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携を図る。</p>	<p>海洋ごみ問題に関する非公式協議や日中韓 3 国環境大臣会合等を通じ、海洋ごみ問題の解決に向けた意見交換、国際協力の推進が図られている。</p> <p>平成 12 年以降、毎年のように冬季において日本海沿岸地域等に廃ポリタンクの大量漂着が確認されていることについて、韓国政府に対し、累次にわたり、外交ルートや二国間協議等の場を通じて原因究明や漂着防止のための実効的な措置等を講ずるよう要請している。</p> <p>平成 21 年 2 月 6 日、日韓両国の外交、環境、海洋、水産当局者、地方自治体関係者、研究者などが出席して、「きれいで豊かな海を共に守るための日韓実務協議」を開催。日韓両国は、今後も廃ポリタンク漂着問題の解消を含め、きれいで豊かな海を共に守るため、一層積極的に協力していくことを確認した。</p>	<p>3-5 国際的に協調した対策の推進 (地域海における対策の推進 ・・・ 北西太平洋地域海行動計画の推進 )</p> <p>3-5 国際的に協調した対策の推進 (地域海における対策の推進 ・・・ 原因究明や再発防止の申し入れ )</p> <p>3-5 国際的に協調した対策の推進 (市民や地方自治体における相互理解の推進)</p>
<p>《その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項》</p> <p>○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令の適用回収された海岸漂着物等については、廃棄物処理法の規定に基づいて適正に収集、運搬及び処分する。原因者の特定が可能な場合については、関係法令の規定に基づき、当該原因者の責任において処理する。</p> <p>○大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等</p> <p>海岸漂着物等による被害が著しい地域における処理の推進、洪水や台風等の災害等による大規模漂着時における災害関連制度の活用等の推進に努める。</p> <p>○都道府県による援助</p> <p>海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助。</p> <p>○廃棄物処理施設の整備の促進</p> <p>離島地域等において廃棄物処理施設の整備を推進するための支援に努める。</p>	<p>海洋ごみは、ほとんどの場合、排出者・排出地の特定が困難であり、汚染者負担原則の適用が困難であり、さまざまな立場の不特定多数のものによる意図的・非意図的なごみの不正保管(放置)、不法投棄によるものと考えられている。</p> <p>通常の管理では追いつかない大規模な漂着ごみに対する補助制度はあるものの、適用範囲が狭く、多くの漂着事案が補助の規模要件を下回っている現状では、同制度が適用されないなどの課題がある。</p> <p>海岸漂着物等の円滑な処理の推進に向けては、地元自治体が地域と密接に連携し、地域の現状をふまえた適切な処理体制(体系)を構築していくことが重要。</p> <p>離島をはじめとする一部地域では、回収したごみを適切に処理・処分するための十分な処理能力を備えた施設が域内に無いため、他の地域までこれを移送し、そこで処理・処分しているという現状がある。</p>	<p>2-1 海洋ごみ回収体制の構築 (漂着ごみの早期回収・定期回収) (人が立ち入りにくい場所での漂着ごみの回収)</p> <p>2-2 海洋ごみ適正処理体制の構築 (離島等における地域の現状を踏まえた効率的なごみ処理体制の構築)</p> <p>2-4 国による支援制度の整備 (ポスト・グリーンニューデュー基金の国の地方支援制度)</p>	<p>2-1 海洋ごみ適正処理体制の構築 (離島等における地域の現状を踏まえた効率的なごみ処理体制の構築)</p>

海岸漂着物対策 (国の施策体系)

資料 1(その 3) 海洋ごみ対策における「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」と「海洋ごみ対策の今後のあり方」の対応 (施策体系の整理)

海岸漂着物処理推進法 《海岸漂着物等の発生の抑制》(「海岸漂着物処理推進法」第 22 条～第 24 条)	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 〔発生の状況及び原因に関する実施調査〕 ○我が国の海岸漂着物等に関する調査 海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するため定期的に調査を行うよう努め、その結果をふまえて海岸漂着物等の発生抑制を図るために必要な施策を企画立案し、実施するよう努める。 ○我が国から周辺国に漂着する物に関する実態調査 我が国から周辺国に漂着する物について可能な限り実態の把握に努める。	各種対策における現状の課題など	今後のあり方 (報告書本編第 3 章との対応)
<p>①発生状況及び原因に関する調査 (第 22 条) 海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。</p> <p>②ごみ等を捨てる行為の禁止 (第 23 条) 森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>○情報の共有 我が国における海岸漂着物等の発生の状況や原因に関する調査の結果について、関係者間で情報を共有するよう努めるとともに、インターネット等を活用して積極的に国民に広報し、海岸漂着物等の問題に関する普及啓発を図るよう努める。また、民間団体等や学識経験者による自主的な調査活動の結果を収集、整理し、施策に活用するよう努める。</p>	<p>現在得られている調査結果は、日本が有する海岸線のうちのごく一部の現状を示しているにすぎない。 全国各地で、さまざまな主体が漂着ごみ調査を実施しているが、その目的・内容・調査スタイルもさまざまである。 日本から排出されたごみは、ミッドウェー環礁に流れ着いており、生態系に悪影響を与えている。 海洋ごみ問題は人体への直接的な被害が少ないこと等から深刻な環境問題として認識されにくい。また、漂流ごみや海底ごみについては、日常的には目につかないため、環境上の支障として認識されにくい。 十分な情報発信が行われてこなかったため、認知度が低い。モニタリング結果など、調査結果の共有が図られておらず、得られたデータが海洋ごみ対策に有効に結びついていない。 海洋ごみは、ほとんどの場合、排出者・排出地の特定が困難であり、汚染者負担原則の適用が困難であり、さまざまな立場の特定多数のものによる意図的・非意図的なごみの不正保管(放置)、不法投棄によるものと考えられている。</p>	<p>1-1 海洋ごみの適切な現状把握 (空間的・時間的広がり)の把握 1-2 モニタリング手法の確立 (人が立ち入りにくい場所でのモニタリング手法の確立) 1-2 モニタリング手法の確立 (モニタリング手法の統一化に向けた取組み) 1-3 モニタリング体制の整備 (多様な主体の連携・協力によるモニタリング体制) 1-1 海洋ごみの適切な現状把握 (空間的・時間的広がり)の把握、海洋ごみ被害の把握 1-2 モニタリング手法の確立 (調査地点の適正な配置等に係る検討) 1-4 海洋ごみのメカニズムの把握に向けた調査・研究の推進 (発生源と被害の因果関係の把握) 4-1 海洋ごみ情報基盤の整備 (インターネット等を利用した調査結果、対策事例等の共有)</p>
<p>③陸域等における投棄の防止 市街地をはじめとする日常の暮らしに関わる場所でのごみ等の投棄の防止 (ハト) 河川を經由して海域に流入するごみ等の投棄の防止 (ハト) ローレル等の監視活動の実施、警告看板の設置、清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等 美化条例の制定等による市街地等におけるごみ等の投棄防止</p>	<p>〔ごみ等の投棄の防止〕 ○不法投棄に関する規制措置の実施 不法投棄に関する規制措置の適切かつ着実な実施に努める。 ○国民の意識の高揚とモラルの向上 環境教育の推進やインターネットやパンフレット等の広報手段の活用を通じて、海岸漂着物等の実態を国民に周知する等発生抑制の呼びかけを効果的に進め、広く国民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図る。</p>	<p>環境省では、漂着ごみによる影響、漂着ごみに関する知見、漂着ごみを減らすための行動等について解説したパンフレットを作成、インターネット等を通じて公布・公表している。 海岸で見つかるごみの多くが日常生活に密着したごみであり、ポイ捨てを含む不法投棄によって陸域で発生したごみが河川を經由して海域に流入、各地で漂流・漂着ごみ問題を引き起こしている。</p>	<p>3-3 規制や監視の強化 (法的規制、監視・取り締まりの強化) 3-2 普及啓発、環境教育学習の推進 (情報媒体の活用) 3-3 普及啓発、環境教育学習の推進 (情報媒体の活用、各種環境教育・学習プログラムの推進) 3-3 規制や監視の強化 (法的規制、監視・取り締まりの強化)</p>

資料 1(その 4) 海洋ごみ対策における「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」と「海洋ごみ対策の今後のあり方」の対応 (施策体系の整理)

《海岸漂着物等の発生抑制》(「海岸漂着物処理推進法」第 24 条)	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針	各種対策における現状の課題など	今後のあり方 (報告書本編第 3 章との対応)
<p>③土地の適正管理に関する助言・指導等 (第 24 条)</p> <p>土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海城へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に關し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。</p>	<p>《海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針》</p> <p>〔ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民、事業者による所持する物や管理する土地の適正な維持・管理</li> <li>イベントや露天の営業等、一時的に行われる事業活動に伴うごみ等の水陸等への流出又は飛散の防止</li> </ul>	<p>陸域から河川に流入したごみは、海城に達するまでに複数の市町村、都道府県を経由することも少なくないことから、関連の自治体が緊密な連携体制を構築し、流域における陸域から発生するごみをどのようには減らしていくべきか検討していくことが必要である。</p>	<p>3-1 ごみ流出の未然防止 (流域管理野考え方による陸域ごみの流出防止の推進)</p>
<p>④土地の適正管理に関する助言・指導等 (第 24 条)</p> <p>土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海城へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に關し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。</p>	<p>〔3R の推進による循環型社会の形成〕</p> <p>循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づく各種リサイクル法の適切な実施を始め、3R の推進を図ることを通じて、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を見直し、循環型社会の実現を図るよう努める。</p>	<p>波力や太陽光等によって材質が劣化、微小化したごみは回収が困難であり、また、砂や水質、塩分、貝などの異物が付着したごみは回収後の有効利用が困難である。</p> <p>海岸で見つかるごみの多くが日常生活に密着したごみである。</p>	<p>2-3 海洋ごみ有効利用 (リサイクル) システムの検討 (海洋ごみ有効利用に向けた技術開発や枠組みづくり)</p>
<p>⑤土地の適正管理に関する助言・指導等 (第 24 条)</p> <p>土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海城へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に關し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。</p>	<p>〔ごみ等の適正な処理等の推進〕</p> <p>日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、分別収集への協力等の取り組みを通じ、海岸漂着物等の発生抑制に努め、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処分すること等により、海岸漂着物等の発生抑制に努める。</p>	<p>海洋でしばしば発見される使用済み注射器等の医療系廃棄物に対しても、医療機関等における責任を持つた対応が必要。</p>	<p>3-4 製品、容器等に対するデポジット制度の導入 (市場メカニズムを利用した海洋ごみ対策の導入に向けた検討)</p> <p>3-1 ごみ流出の未然防止策 (流失漁具・廃漁具対策の仕組み・制度の検討、医療系廃棄物の適正処理)</p>
<p>⑥土地の適正管理に関する助言・指導等 (第 24 条)</p> <p>土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海城へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に關し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。</p>	<p>〔海城における漂流物等の回収対策の推進〕</p> <p>閉鎖性海城等における漂流物の回収対策の推進を図るよう努めるとともに、浅海域における海底の堆積物の回収対策の推進を図るよう努める。</p>	<p>海洋ごみ回収体制の構築 (効果的、効率的な漂流・海底ごみの回収)</p>	<p>2-1 海洋ごみ回収体制の構築 (効果的、効率的な漂流・海底ごみの回収)</p>
<p>《その他の施策》(「海岸漂着物処理推進法」第 25 条～第 31 条)</p> <p>①民間団体等との緊密な連携の確保等 (第 25 条)</p> <p>海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努める。</p>	<p>〔民間団体等との緊密な連携と活動の支援〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体等との緊密な連携             <ul style="list-style-type: none"> <li>広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援のほか、財政上の配慮や各種助成制度等に関する情報の提供を通じて、民間団体等の活動の支援に努める。</li> </ul> </li> <li>民間団体等の知見等の活用             <ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体等が有する知見やネットワークを施策に活用するよう努める。</li> </ul> </li> <li>民間団体等の活動における安全性の確保             <ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体等への支援に際し、その活動における安全性の確保に十分な配慮を行うよう努める。</li> </ul> </li> </ul>	<p>市民参加による海岸清掃では、市民活動の状況に精通し、さまざまなノウハウを有する民間団体等が果たす役割は重要であり、活動を円滑に実施するためには、これら団体との連携・協力が不可欠と考えられる。</p> <p>モニタリング結果など、調査結果の共有が図られておらず、得られたデータが海洋ごみ対策に有効に結びついていない。</p> <p>海岸管理者による海岸漂着物危険物への対応ガイドラインが作成され、また、その危険性を子供にもわかりやすく紹介したハンドブックも作成されている。</p>	<p>1-3 モニタリング体制の整備 (多様な主体の連携・協力によるモニタリング体制)</p> <p>2-1 海洋ごみ回収体制の構築 (市民参加による海岸清掃等の推進)</p> <p>2-4 国による 支援制度の整備 (市民による 清掃活動への 多面的支援)</p> <p>4-1 海洋ごみ情報基盤の整備 (インターネット等を利用した調査結果、対策事例等の共有)</p> <p>2-4 危険ごみへの対応体制の構築 (危険ごみ等の住民への周知と危機管理対応)</p>

資料 1(その 5) 海洋ごみ対策における「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」と「海洋ごみ対策の今後のあり方」の対応（施策体系の整理）

海岸漂着物処理推進法	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針	各種対策における現状の課題など	今後のあり方（報告書本編第 3 章との対応）
<p>《その他の施策（「海岸漂着物処理推進法」第 25 条～第 31 条）》</p>	<p>②環境教育の推進（第 26 条） 海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>○環境教育及び普及啓発 国民一人ひとりが海岸漂着物の問題についての理解を深め、その自覚を高められるよう、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努める。</p>	<p>3-1 ごみ流出の未然防止策（ライフスタイルの見直し） 3-2 普及啓発、環境教育・学習の推進 （各種環境教育・学習プログラムの推進）</p>
<p>③海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発（第 27 条） 海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。</p>	<p>○普及啓発 海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査の結果、海岸漂着物対策の実施状況等について情報提供を行い、普及啓発に努める。</p>	<p>3-2 普及啓発、環境教育・学習の推進 （情報媒体の活用） 4-1 海洋ごみ情報基盤の整備 （インターネット等を利用した調査結果、対策事例等の共有）</p>	<p>3-2 普及啓発、環境教育・学習の推進 （情報媒体の活用） 4-1 海洋ごみ情報基盤の整備 （インターネット等を利用した調査結果、対策事例等の共有）</p>
<p>④海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発（第 27 条） 海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。</p>	<p>○環境教育及び普及啓発における民間団体等の知見等の活用 環境教育や普及啓発に際し、民間団体等が有する知見やネットワークの活用に努める。</p>	<p>1-3 モニタリング体制の整備 （多様な主体の連携・協力によるモニタリング体制） 2-1 海洋ごみ回収体制の構築 （市民参加による海岸清掃等の推進） 3-2 普及啓発、環境教育・学習の推進 （情報媒体の活用、各種環境教育・学習プログラムの推進） 4-1 海洋ごみ情報基盤の整備 （インターネット等を利用した調査結果、対策事例等の共有）</p>	<p>1-3 モニタリング体制の整備 （多様な主体の連携・協力によるモニタリング体制） 2-1 海洋ごみ回収体制の構築 （市民参加による海岸清掃等の推進） 3-2 普及啓発、環境教育・学習の推進 （情報媒体の活用、各種環境教育・学習プログラムの推進） 4-1 海洋ごみ情報基盤の整備 （インターネット等を利用した調査結果、対策事例等の共有）</p>

資料 1(その 6) 海洋ごみ対策における「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」と「海洋ごみ対策の今後のあり方」の対応 (施策体系の整理)

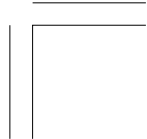
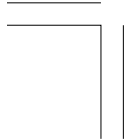
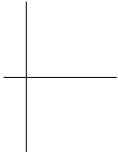
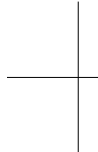
海岸漂着物処理推進法 《その他の施策》(「海岸漂着物処理推進法」第 25 条～第 31 条)	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 [技術開発、調査研究等の推進等] ○効果的・効果的な回収方法 海岸へのアクセスが困難な場所での回収をはじめ、海岸漂着物等の効果的かつ効果的な回収に向けた手法の調査研究を推進するよう努める。海域における漂流物の回収についても同様。	各種対策における現状の課題など	今後のあり方 (報告書本編第 3 章との対応)
④技術開発、調査研究等の推進等 (第 28 条) 海岸漂着物等の効果的な処理、再生利用、発生源の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。	[技術開発、調査研究等の推進等] ○効果的・効果的な回収方法 海岸へのアクセスが困難な場所での回収をはじめ、海岸漂着物等の効果的かつ効果的な回収に向けた手法の調査研究を推進するよう努める。海域における漂流物の回収についても同様。	平成 19 年度より、環境省のモデル調査「漂流・漂着ごみに係る国内削減対策モデル調査」において、効果的・効果的な処理・清掃方法についての検討が進められている。	2-1 海洋ごみ回収体制の構築 (人が立ち入りにくい場所での漂着ごみの回収、効果的・効果的な漂流ごみの回収) 4-3 ベストプラクティスマodelの全国展開 (流域単位のケーススタディとベストプラクティスマodelの全国展開)
	○海岸漂着物等の処分等に関する技術 多種類の物質を含む海岸漂着物等について適正かつ効果的に処分できるようにするための処理技術の研究や技術開発、循環型社会にふさわしい最適な処理やリサイクル技術に関する調査研究の推進に努める。	波力や太陽光等によって材質が劣化、微小化したごみは回収が困難であり、また、砂や水分、塩分、貝などの異物が付着したごみは回収後の有効利用が困難である。	2-2 海洋ごみの適正処理体制の構築 (離島等における地域の現状を踏まえた効果的なごみ処理体制の構築) 2-3 海洋ごみ有効利用 (リサイクル) システムの検討 (海洋ごみ有効利用に向けた技術開発や枠組みづくり)
	○発生状況の調査、発生の原因の究明に関する手法 海岸漂着物等の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する手法について調査研究の推進に努める。	海洋ごみは風や波等の影響を受け、漂流・漂着を無数に繰り返しながら、やがてどこかの海岸に落ち着くと考えられるが、いまだ詳細な漂流・漂着メカニズムの解明には至っておらず、有効な発生源対策が進んでいない。	1-4 漂流ごみのメカニズムの把握に向けた調査・研究の推進 (原因究明のための調査やシミュレーション調査の推進)
	○成果の普及等 インターネット等を活用して、技術開発や調査研究成果の普及に努める。また、調査研究や技術開発等の推進に際しては、成果の共有等、学識経験者による研究活動との連携に努める。		4-1 海洋ごみ情報基盤の整備 (インターネット等を利用した調査結果、対策事例等の共有)
⑥海岸漂着物対策推進会議 (第 30 条) 環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行う。	[自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保] 国民や民間団体等との連携に際し、その自発性や主体性を尊重するよう留意するとともに、連携する各主体間における公正性や透明性の確保に配慮しつつ施策を進める。		

海岸漂着物対策 (国の施策体系)



資料 1(その 7) 海洋ごみ対策における「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」と「海洋ごみ対策の今後のあり方」の対応 (施策体系の整理)

海岸漂着物対策の施策体系	海岸漂着物処理推進法	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針	各種対策における現状の課題など	今後のあり方 (報告書本編第 3 章との対応)
	<p>《その他の施策》(「海岸漂着物処理推進法」第 25 条～第 31 条)</p> <p>⑦法制の整備 (第 31 条) 海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置 その他総合的な支援の措置を実施するため必要な 法制の整備を速やかに実施しなければならない。</p>	<p>海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針</p> <p>〔国民、民間団体等の積極的な参画の促進〕 国民、民間団体等の積極的な参画の促進 海岸漂着物の問題に関する知識の普及を図るほか、ボランティアに関する情報の提供や積極的な取組事例の表彰等を通じて、国民や民間団体等の積極的な参画を促すよう努める。</p> <p>〔自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保〕 国民や民間団体等との連携に際し、その自発性や主体性を尊重するよう留意するとともに、連携する各主体間における公正性や透明性の確保に配慮しつつ施策を進める。</p>	<p>地域住民やボランティア団体等による海岸清掃に加え、地域グリーンニューディール基金を活用した対策の推進によって漂着ごみの回収・処理は進んだが、こうした活動を円滑かつ継続的に実施していくためには、回収や回収したごみの運搬、処理・処分に係る資材・資金の確保が必須であり、財政基盤が十分でない地域などでは、そうした費用の捻出が大きな問題となっている。</p> <p>漂着するごみの量と比較して、清掃活動に参加するボランティアの数が不足している現状に加え、次から次に押し寄せる大量のごみに、清掃活動への意欲の低下が懸念される。</p>	<p>2-4 国による 支援制度の整備 (ポスト・グリーンニューディール基金の国の地方支援制度) 4-3 市場メカニズムを利用した経済的手法の検討 (デポジット制度、法定外目的税等の経済的手法の検討)</p> <p>1-3 モニタリング体制の整備 (多様な主体の連携・協力によるモニタリング体制) 2-1 海洋ごみ回収体制の構築 (市民参加による海岸清掃等の推進) 2-4 国による 支援制度の整備 (市民による清掃活動への多面的支援)</p>
その他				<p>1-3 モニタリング体制の整備 (精度管理のための調査員の計画的育成) 2-5 危険ごみへの対応体制の構築 (清掃活動等での事故防止の配慮)</p>



資料2 対策の優先度の検討(試案)

対 策 の 内 容 (海洋ごみ対策における今後のあり方 より)		対 策 の 優 先 度 (試案)		
		緊 急 度	重 要 度	効 果 等
<b>①海洋ごみの現状やメカニズムの把握</b>				
(1) 海洋ごみの適切な現状把握	空間的、時間的広がり把握	○	◎	○
	海洋ごみ被害の把握(定量的な評価の導入)	○	◎	○
(2) モニタリング手法の確立	モニタリング手法の統一化に向けた取組み(標準手法の導入)	○	○	○
	人が立ち入りにくい場所でのモニタリング手法の確立	○	◎	○
	調査地点の適正な配置等に係る検討	○	○	○
(3) モニタリング体制の整備	多様な主体の連携・協力によるモニタリング体制(ボランティア、民間団体の活用)	○	○	○
	精度管理のための調査員の計画的育成	○	○	○
(4) 海洋ごみのメカニズムの把握に向けた調査・研究の推進	原因究明のための調査やシミュレーション調査の推進(発生源と被害の因果関係の把握)	○	◎	○
<b>②海洋ごみ回収・処理システムの確立</b>				
(1) 海洋ごみ回収体制の構築	市民参加による海岸清掃等の推進(国民ぐるみの社会貢献)	○	◎	○
	漂着ごみの早期回収・定期回収	○	◎	◎
	人が立ち入りにくい場所での漂着ごみの回収	◎	○	◎
	効果的・効率的な漂流ごみの回収	○	○	○
	海底ごみ回収にむけた調査・検討	○	◎	○
(2) 海洋ごみ適正処理体制の構築	離島等における地域の現状を踏まえた効率的なごみ処理体制の構築	◎	○	○
(3) 海洋ごみ有効利用(リサイクル)システムの検討	海洋ごみ有効利用に向けた技術開発や枠組みづくり	○	○	○
(4) 国による支援制度の整備	市民による清掃活動への多面的な支援	○	◎	◎
	ポスト「グリーンニューディール基金」の国の地方支援制度	◎	◎	◎
(5) 危険ごみへの対応体制の構築	危険ごみ等の住民への周知と危機管理対応	◎	○	○
	清掃活動等での事故防止の配慮	○	○	○
<b>③海洋ごみ管理に向けた発生抑制対策の推進</b>				
(1) ごみ流出の未然防止策	流失漁具、廃漁具対策の仕組み・制度の検討	○	◎	◎
	流域管理の考え方による陸域ごみの流出防止の推進	○	◎	○
	製品製造者の対策推進	○	◎	◎
	ライフスタイルの見直し	○	○	○
	医療系廃棄物の適正処理	◎	○	○
(2) 普及啓発、環境教育・学習の推進	情報媒体の活用	○	○	○
	各種環境教育・学習プログラムの推進	○	○	○
(3) 規制や監視の強化	法的規制、監視・取り締まりの強化	○	◎	○
(4) 製品、容器等に対するデポジット制度の導入	市場メカニズムを利用した海洋ごみ対策の導入に向けた検討	○	◎	○
(5) 国際的に協調した対策の推進	地域海における対策の推進(北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)など)	○	○	○
	市民や地方自治体における相互理解の促進	○	○	○
<b>④その他の取組み、分野横断的推進方策ほか</b>				
(1) 海洋ごみ情報基盤の整備	インターネット等を利用した調査結果、対策事例等の共有	○	○	○
(2) 市場メカニズムを利用した経済的手法の検討	デポジット制度、法定外目的税等の経済的手法の検討	○	◎	○
(3) ベストプラクティスマodelの全国展開	流域単位のケーススタディとベストプラクティスマodelの全国展開	○	◎	○

第3章海洋ごみ対策の今後のあり方についてから、対策内容を抽出し、当財団において優先度の検討を試みたものであり、今後、対策を検討していくにあたり、評価手法等を考慮のうえ、幅広く議論していく必要がある。なお、優先度を評価する側面として以下の3つを想定した。

- ・緊急度 現に海洋ごみの影響が大であり、それを排除するために取組みの緊急性が高いか否か。
- ・重要度 海洋ごみ対策全般の中で推進する意義が大きいか否か。他の対策を推進し、総合的な効果が見込めるものは大。
- ・効果等 対策の実施によってもたらされる効果(目に見える直接的なものを重視)を質・量的に推定。

海洋ごみ削減方策検討報告書

平成23年3月

財団法人 環日本海環境協力センター

〒930-0856

富山市牛島新町5-5

TEL 076-445-1571